



株式会社 トランスコンテナ

2018年12月吉日

お客様各位

(株) トランスコンテナ
事業本部 混載グループ

ベトナム向け TAX ID / HS CODE BL 記載についてのお知らせ(2)

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、表題に関しまして、ベトナム税関によるマニフェスト送信時の納税者登録番号(TAX ID) 及び
貨物統計品目番号(HS CODE) の記載義務化が通達されました。

下記にご案内申し上げます。

敬具

記

<対象貨物>

ベトナム向け輸出貨物

適用開始日 : 1月1日入港本船 より

記載項目

1. CONSIGNEE 会社名/所在地/TEL & FAX 番号
納税者番号 (TAX ID)
2. 具体的な品名 及び 統計品目番号 HS CODE / 4 桁以上

- BL に記載する具体的な品名は、全ての品目を記載する。

- 品目が複数ある場合(HS CODE が 2 種類以上) は、一番高額な HS CODE 一つのみ記載。

- FCL に関しての TAX ID NO/HS CODE 記載方法については、起用船社規定に準じます。

本規制に伴い、記載がない場合は貨物引渡しの遅れ、またはそれに伴い追加費用の発生等も考えられますので、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

以上